

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和八年一月二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
広島生活習慣病・がん健診センター 福山	福山市光南町二丁目一一一	令和八・二・一

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和八年一月二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
宇品スマイル歯科おとなこども矯正歯科 tland Court III	広島市南区宇品神田三丁目七一一二She	令和 八・二・一

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和八年一月二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新長歯科医院 つか矯正歯科	福山市水呑町四九九一 広島市中区本通七一三〇つちやビル三階	令和 八・一・八

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和八年一月二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
エソラ薬局	広島市中区千田町二丁目一番二九号 一階	令和八・一・一